

サンドボックス制度の 今後の方向性について

令和 3 年 12 月 7 日

第 1 回新技術等効果評価委員会資料

サンドボックス制度の今後の方向性について①

- 本制度は、新技術等の実証について、「まずやってみる」ことを許容し、**実証で得られた情報を活用**して、新技術等の**迅速な社会実装**を実現するものであり、2018年6月の施行以降、多様な分野で、**21計画140者**が認定されている。
- 2021年6月に本制度が恒久化されたことも踏まえ、より良い制度運用を行っていく観点から、①**「実証・情報活用についてのフォローアップ等」**、②**「認定プロセスの迅速化」**の両面を強化していく必要。
- 以上の視点を踏まえ、**運営規則**や**調査審議の見直し**を行う。

強化ポイント①「実証・情報活用についてのフォローアップ等」

現状

評価委員会は、実証計画が及ぼす経済全般への効果に関する評価等を行うために設置されているところ、これまで、実証結果の検証や社会実装の進捗把握が不十分。

見直し案 【調査審議3(3)、5等】

- 試行錯誤を許容しながら、課題があれば早期の改善を図るため、**実証中のフォローアップを行う**。また、**実証後もフォローアップ**を行い、実証結果の確認等を行う。
- 認定時の調査審議においては、**仮説・検証や波及性などの確認を行う**。

サンドボックス制度の今後の方向性について②

強化ポイント②「認定プロセスの迅速化」

現状

- 実証の開始が委員会の開催スケジュールに影響を受けることもある。
- また、認定後、計画内容の軽微な変更であっても委員会開催・審議が必要であり、事業者等にとって時宜にかなった計画変更ができず、迅速な実証を妨げるおそれもある。

見直し案 【運営規則第3条】 【調査審議3】

- 本制度は迅速な実証・社会実装を可能とするための制度であるとの趣旨を踏まえ、実証計画の精査を行った上で、目的・実証手法など本質的な部分に問題がない場合には、認定に向けた委員会プロセスを進めることとし、計画上軽微と判断される部分（実証開始日変更等）については、調整状況等を把握しつつ、実証中のフォローアップ等で確認していくなど、円滑かつ迅速な実証の遂行を図るという視点が必要。
- 運営規則：書面審議を行うことができる場合を拡大（「やむを得ない事由により委員会の会議を開く余裕のない場合」に加え、「委員長が適切と認める場合」を追加）。
- 調査審議：申請された計画のうち、過去の認定計画と類似した内容や、実証内容の軽微な変更などについては、柔軟に調査審議を行う。

サンドボックス制度の今後の方向性について③

今後の検討事項

- 今後、特定の分野に特化した専門的な調査審議を行うことが適切な場合も考えられる（ブロックチェーン等）。
- 今後のサンドボックスの大きな方向性の1つとして、海外では、迅速化の動きが見受けられる。
- 専門的・迅速な調査審議に資する観点から、「部会」を活用していくことも検討。

【参考】海外における迅速化の動き（例）

- **オーストラリア：**

事前に認定基準を明らかにし、その基準に適合すればすぐに実証を行ってよいというスキームあり。

- **シンガポール：**

過去に認定した案件と類似性の高い案件は、比較的少ない手続で実証ができる仕組み「サンドボックス・エクスプレス」を実現（申請から認可までの期間を従来の数か月から21日以内に短縮）。